

【衝突のみ】WP29第181回等に係る改正に対する意見と回答(第4回目意見照会)

団体名等	分類	意見	理由	コメント
自工会国内 認証業務分 科会	適用整理告示 第12条 第5項、他 大臣定め通達 145.(7) 146.(7) 147.(7) 149.(7) 150.(7)	継続車の適用日が追加されていますが、後学のため、差支えの範囲で、背景等をご教授頂ければと思います。 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車であって、令和●年●月●日以前に製作されたもの ↓ 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車	同左 各適用関係告示第2号の「令和●年●月●+1日から令和■年■月■日までに製作された自動車」に対する規定ですので、左側セル内の取消線部は不要と考えます。	他の団体からの意見として従前からの車両に継続適用がされるのかはっきりしないという意見があったため、意図を明確にするため記載しました。 ご指摘のとおり修正しました。
	大臣定め通達 148.(4)	型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車であって、令和6年7月4日以前に製作されたもの ↓ 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車	側突関係の適用関係告示第3号の「令和六年七月五日以降に製作された自動車」に対する規定ですので、左側セル内の取消線部は不要と考えます。	ご指摘のとおり修正しました。
自動車機構	適用告示 第12条第5項、第11項 など	第5項の適用期日はR9.8.31ではないでしょうか	継続生産車の前突について、第5項ではR5.9.1～R11.8.31まで細目告示別添でよいとしているところ、第11項ではR9.9.1～R11.8.31までR137-00シリーズでよいとなっており、適用期日が重複していると思料します。 なお、他の条においても同様となっております。 また、11項と14項の期日も重複しているようですが、意図をご教示頂けますでしょうか。	適用日の重複についてはその通りです。従前からの適用車の新型車規制について、適用開始日を変更していないためです。
交通安全環境 研究所自動車 認証審査部	装置型式指定規則第 5条及び共通構造部 型式指定規則第5条 の2の国土交通大臣 が告示で定める国を 定める告示	左記告示の改正案の照会をお願いします。	装置型式指定規則の改正に伴い、左記告示の改正が必要と思われます。	告示改正の必要性については認識しておりますが、現時点で情報が来ていないため今回の改正には含みません。今後情報が来次第改正を行います。